

声 明

2016年2月10日

関西建設アスベスト京都訴訟原告団・弁護団
関西建設アスベスト訴訟統一本部
全京都建築労働組合

1. 本年1月29日に下された、関西建設アスベスト京都訴訟（原告数27名、被害者数26名）における京都地方裁判所第4民事部（比嘉一美裁判長）の判決によって、原告らに対する合計2億1600万円余りの損害賠償を命ぜられた国及びアスベスト建材メーカー9社が、本日までに、同判決を不服としていずれも大阪高等裁判所に控訴した。

これは、石綿関連疾患に苦しむ原告らの「いのちあるうちの解決を」の切実な願いを踏みにじり、早期全面解決を求める声をことさら無視するものに他ならない。被告らの暴挙に、私たちは満身の怒りをもって抗議する。

2. 本判決は、国に対し、建設現場におけるアスベスト粉じんの危険性を予見し得たのに、適切な規制を怠ったとして損害賠償を命じた。建設アスベスト被害で国の責任が認められるのは、東京、福岡、大阪の各地裁判決に続き4度目であり、1月22日の大阪地裁判決に続いて連弾で国の責任が断罪されたことにより、この点に関する司法判断はもはや確立したものと見える。

国による控訴は、原告や国民の声を無視するのみならず、確立した司法判断をものたりふり構わず免れようとするものであって、いたずらに解決を先延ばしするだけの極めて不当なものである。

3. 本判決で損害賠償を命ぜられたアスベスト建材メーカーのうち、被告ニチアス、被告ケイミュー、被告大建工業、被告新日鉄住金化学が判決と同日に、被告エーアンドエーマテリアル、被告太平洋セメントが週明け2月1日に控訴するなど、全9社が2月3日までに早々と控訴した。判決を重く受け止めず、争いを続けようとする態度には、これまでの訴訟において、「使用した建材が特定されていない」と言い逃れを続けてきた被告企業らの不誠実な姿勢が端的に表れている。

加害者であるにもかかわらず加害責任と向き合おうとしない被告企業らの態度も、被害者をないがしろにするものであって極めて不当という他ない。

4. 被害救済へと大きく足を踏み出す画期的な本判決を受けて、「国と企業は全面救済を」（1/30京都新聞社説）、「被害者の全面救済につながる制度づくりにこそ力を尽くすべき」（1/31神戸新聞社説）、「（国とメーカーは）ともに救済策を考えるべき」（2/1朝日新聞社説）、「メーカーも応分の責任を」（2/2読売新聞社説）などの報道も含め、早期救済を求める声が全国に広がった。国及び建材メーカーは、直ちに控訴を取り下げ、原告らに謝罪して速やかに賠償責任を果たすべきである。そしてすべての建設アスベスト被害者が早期に救済されるよう、「建設作業従事者にかかる石綿被害者補償基金制度（仮称）」を創設すべきである。

被告らは、不当な控訴によって早期救済に背を向けた。審理は大阪高裁へと移ることになる。私たちも、一人親方をはじめ原告全員に対する完全な賠償と謝罪を勝ち取るために、本日控訴した。今後、一日も早いアスベスト被害の完全救済と根絶のため、全国のアスベスト被害者、支援者、および市民と連帯して、一層奮闘する決意である。

以上